

4.市内企業活用奨励金

交付方法:操業開始後、10か年に分割して交付

対 象	奨励措置
市内建設業者等に工場等の建設発注をした場合	家屋に係る工事請負契約額の3%以内の額を奨励金として交付

工業用地の保全に対する奨励措置

5.工業保全地区奨励金

区 分	適用要件	奨励措置等
工業保全地区奨励金	適用対象地域(工業専用地域及び特別工業地区を除く)において、工業系の地区計画を定めた場合	地区計画区域内の土地に係る固定資産税、都市計画税の2分の1相当額を5か年交付。地区計画に係る都市計画決定後、翌年度又は翌々年度から土地の所有者に交付

企業立地等のお問い合わせをワンストップでお受けいたします

進出のメリット

- 1 リニア中央新幹線(2027年以降開業予定)の中間駅の設置や圏央道による高い交通利便性があります
- 2 内陸に位置しているため、津波の危険性が少なく、かつ安定した地盤が工場等の立地に適しています
- 3 多様な業態の製造業(一般機械・金属製品・電気機器等)が集積している強みがあります
- 4 全国において先進的なロボット関連施策(ロボット導入支援、Sler育成、R&Dラボ等)を展開しており、生産性の向上等をサポートしています
- 5 伴走支援型のベンチャー・スタートアップ企業の支援プログラムやオープンイノベーション型の新事業開発支援、イノベーション創出促進拠点(運営:JR東海)を通して、研究開発・イノベーションの創出をサポートしています

相模原市 環境経済局 経済部 創業支援・企業誘致推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
T E L:042-769-9253
F A X:042-754-1064
E-mail:kigyo-yuchi@city.sagamihara.kanagawa.jp
U R L:www.city.sagamihara.kanagawa.jp

STEP50

検索

相模原市と企業をつなぐ

STEP50

さがみはら産業集積促進方策

—新たな価値の創造に向けて—

都心へのアクセスの良さはもちろん安定した地盤による立地特性のもと多くのものづくり企業が集積し、取引先への納入、人材の確保など企業活動に必要なすべての条件が相模原市には揃っています。

また、交通ネットワークの充実により広域交流拠点都市としての更なるポテンシャルの高まりが期待されます。

こうした好条件のもと多彩なメニューで企業進出を力強くサポートします。

相模原市は、新たな価値の創造に向けて、これからも皆さまとともに成長・発展を続けていきます。

多彩なメニューで企業進出を力強くサポート

STEP50のポイント

- 工場等の立地に要した費用の最大40%以内(限度額10億円)の奨励金を交付**
※10か年に分割して交付
次に掲げる場合、奨励金を合算し最大40%の奨励金により、本市進出を**全国トップクラス**で手厚くサポートします。
・リーディング産業「ロボット」「航空宇宙」に該当する企業等……20%
・敷地面積30,000㎡以上の土地を新たに取得する企業等……20%
・工場等の立地とともに本社機能を市内に移転する企業等……10%
・市内に工場等がなく初めて市内に立地する企業等……10%
- 市内企業の工場建設に要した費用の10%以内(限度額4億円)の奨励金を交付**
※10か年に分割して交付
市内で30年以上操業している企業の建替え・増設等もしっかりとサポートします。
- 工場等の立地に際し、新たに常用雇用する場合、最大で男性110万円/人、女性130万円/人の奨励金を交付**
男性50万円/人、女性70万円/人を3年以上の継続雇用を確認後交付します。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)対象者の場合、さらに60万円/人を1年以上の継続雇用を確認後、上乗せで交付します。
- 税金(固定資産税・都市計画税)を5年間2分の1に軽減**
※税金の軽減は立地形態により対象が土地や家屋のみとなる場合があります
奨励金と固定資産税・都市計画税の軽減の両面の支援で本市進出後もサポートします。

工場立地等に係る奨励措置を受けるための要件

- 1.適用対象地域**
 - ア 工業専用地域
 - イ 工業地域
 - ウ 準工業地域・非線引き地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域
 - エ 特別工業地区
 - オ 市長が工業の利便の増進に資すると認めて告示する区域等
 - 2.適用対象業種** ※総務省統計局の日本標準産業分類による
 - ア 製造業
 - イ 情報通信業
 - ウ 自然科学研究所
 - 3.最低投資額**
土地・家屋・償却資産の取得に要した費用等の合計額(償却資産の取得費用が対象となるのは中小企業のみ)
大企業10億円 中小企業1億円
■対象外経費等
 - 対象外 ・企業グループ内における取引税(消費税、不動産取得税等) ・登録手数料等
 - 控 除 ・当該立地等に係る国、県等からの助成金等 ・移設前の土地・家屋等の売却額
- ※工場等の取得者が操業する必要があります。(企業グループ内の複数法人による立地も対象)

奨励措置を受けるまでの流れ

【適用期間】令和7年4月1日～令和9年3月31日



※STEP50を適用した新工場は、認定された立地計画に従い、操業開始日から起算して**10年間の操業義務**があります。

工場立地等に対する奨励措置

1.土地取得奨励金・建物建設奨励金

交付方法:操業開始後、10か年に分割して交付

対 象	立地場所の区分	
	新たな都市づくりの拠点(※2)	工専・工業・準工・特工等
リーディング産業(※1)に該当する企業等	土地・家屋に係る投資額の20%以内(限度額10億円)	
敷地面積30,000㎡以上の土地を新たに取得する企業等	土地・家屋に係る投資額の20%以内(限度額10億円)	
工場等の立地とともに本社を市外から市内に移転する企業等	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円)	
市内に工場等がなく初めて市内に立地する企業等	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円)	
リーディング産業以外の企業等	土地に係る投資額の10%以内(限度額10億円)	
	市内30年以上操業企業等	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円)(※3)
		家屋に係る投資額の10%以内(限度額4億円)

※1 リーディング産業…本市経済を牽引する産業として位置付けた業種「ロボット」・「航空宇宙」

※2 新たな都市づくりの拠点…当麻地区、麻溝台・新磯野地区

※3 奨励金限度額10億円のうち家屋に係る奨励金限度額は4億円

2.不均一課税(税の軽減措置)

	対象となる投資形態	奨励措置
新 設	新たに土地を取得し、工場等を建設して操業する場合	土地・家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減
既存事業所活用	既に建築された工場等を土地とともに取得し、新たに操業する場合	土地に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減
増 設	次に掲げる企業が所有する土地内で工場の増築等を行う場合 ・リーディング産業に該当する事業を行う企業 ・市内で30年以上操業している企業	家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減

3.雇用奨励金

対 象	適用要件	適奨励措置等
立地した企業等(用途地域、業種、投資額が適用対象)が新たに常用雇用した場合	1名以上(大企業は6名以上)	1人あたり50万円(女性にあっては70万円)を限度に3年の雇用実績を確認した後に交付
工場、倉庫等を賃借し製造業等に係る作業を開始した企業等が新たに常用雇用した場合	①1名以上(大企業は6名以上) ②賃借の場合の最低投資額 償却資産の取得に要した費用(大企業10億円 中小企業1億円) ③賃借契約期間 10年以上 等	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)対象者1人あたり60万円を限度に1年の雇用実績を確認した後に交付 ※対象人数は30人まで